

第3章 災害予防計画

- 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画
- 第2節 防災訓練計画
- 第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画
- 第4節 相互応援体制整備計画
- 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第6節 避難体制整備計画
- 第7節 災害時避難行動要支援者支援計画
- 第8節 情報収集・伝達体制整備計画
- 第9節 建築物災害予防計画
- 第10節 消防計画
- 第11節 風害予防計画
- 第12節 雪害予防計画
- 第13節 融雪災害予防計画
- 第14節 土砂災害予防計画
- 第15節 積雪・寒冷対策計画
- 第16節 複合災害に関する計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（土別市、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努める。また、市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

関係機関は、平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成する。

災害の発生が予想される地域については、上川総合振興局が行う総合的な調査に基づき、危険な個所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

この計画では、防災関係者及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進について定める。

1 防災思想・知識の普及・啓発、防災教育の推進の実施

(1) 防災関係機関全般の実施事項

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 市の実施事項

- ① 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- ② 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
- ③ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
- ④ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2 実施に当たり配慮すべき事項

- ① 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が確立されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- ③ 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- ④ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ⑤ 防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ⑥ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

- ① 各種防災訓練の参加普及
- ② インターネットの活用
- ③ 新聞、広報紙等の活用
- ④ スライド、ビデオ等の活用
- ⑤ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- ⑥ 広報車両の利用
- ⑦ 研修、講習会、講演会等の開催
- ⑧ 学校教育の場の活用
- ⑨ その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- ① 市防災計画の概要
- ② 災害に対する一般的知識
- ③ 災害の予防措置
 - ・ 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - ・ 防災の心得
 - ・ 火災予防の心得
 - ・ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - ・ 農作物の災害予防事前措置
 - ・ その他
- ④ 災害の応急措置
 - ・ 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - ・ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ・ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - ・ 災害時の心得
 - （家庭内、組織内の）連絡体制
 - 気象情報の種別と対策
 - 避難時の心得
 - 被災世帯の心得
- ⑤ 災害復旧措置
 - ・ 被災農作物に対する応急措置
 - ・ その他
- ⑥ その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- ① 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対処方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ② 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- ③ 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- ④ 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- ⑤ 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- ⑥ 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

この計画では、防災に関する知識及び技能の向上や住民に対する防災知識の普及を図るための防災訓練の実施について定める。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要支援者を含めた地域住民など地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後の評価を行い、その結果を踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

- ① 水防訓練
- ② 消防訓練
- ③ 救難救助訓練
- ④ 情報通信訓練
- ⑤ 非常招集訓練
- ⑥ 総合訓練
- ⑦ 防災図上訓練
- ⑧ その他災害に関する訓練

3 相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努め、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

この計画では、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備について定める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- ① 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、「災害時備蓄計画」により必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。
- ② 市は、防災週間や防災関係行事等あらゆる機会を通じ、住民に対し、3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量や供給事業者の保有量の把握に努める。

第4節 相互応援体制整備計画

この計画では、災害予防責任者がその所掌事務又は業務について、災害応急対策や災害復旧の実施に際して他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする場合に備えて講ずる措置について定める。

1 相互応援に関する基本的理念

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。

2 相互応援体制の整備

(1) 市の整備事項

- ① 北海道や他市町村への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行い、北海道や他市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整える。
- ② 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ③ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結を考慮する。

(2) 防災関係機関等の整備事項

あらかじめ北海道、市、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図り、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

この計画では、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自らの地域は自らで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成の推進について定める。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、防災機関等と連携して、高齢者や障がい者等の災害時避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動をはじめ、初期消火活動や救出・救護活動が効果的に行われるよう、協力体制の確立を図る。

また、道が実施する北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成等の機会を積極的に活用し、自主防災組織の普及に努める。なお、普及にあたっては女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置などの育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- ① 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- ② 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

① 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

② 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

個別訓練として、情報収集伝達訓練、避難訓練、消火訓練、救出救護訓練等を地域の実情に応じて実施する。また、一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を検討し実践するため、市と連携して地域住民の視点からの図上訓練の実施に努める。

③ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織は、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

④ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようとする。

- ・連絡をとる防災関係機関
 - ・防災関係機関との連絡のための手段
 - ・防災関係機関の情報を市民に伝達する責任者及び伝達系統
- また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。
- ② 避難の実施
- 市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、浸水、崖崩れ、地すべり、火災等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。
- なお、高齢者や障がい者等で自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。
- ③ 出火防止及び初期消火
- 家庭に対し、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。
- ④ 救出救護活動の実施
- 崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、市に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。
- また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。
- ⑤ 指定避難所の運営
- 避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を求める。
- ⑥ 給食・救援物資の配布及びその協力
- 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。
- これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

この計画では、災害から住民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難場所の確保及び整備等について定める。

1 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所の確保

市が指定する指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難場所（以下「避難場所」という。）は、次のとおりである。また、影響範囲の大きい災害の際に、避難した住民や被災者を避難所に収容しきれない場合に備え、近隣市町村等と避難者の相互受け入れ協定を締結し、収容能力の確保を図る。

なお、広域一時滞在などにおいて他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

住民が災害の危険から緊急に逃れるために、災害の種類ごとに指定する指定緊急避難場所は、資料P13「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。なお、指定緊急避難場所の避難対象地区は、大まかな目安であり、避難対象地区以外からの避難を妨げるものではない。

(2) 指定避難所

避難した住民や被災者が必要な期間滞在するために指定する指定避難所は、資料P13「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

(3) 広域避難場所

周辺地区から住民を収容し、市街地火災等から住民の生命を保護するために指定する広域避難場所は、資料P16「広域避難場所一覧」のとおりである。

(資料P13：「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」)

(資料P16 : 「広域避難場所一覧」)

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知等

市長は、住民並びに指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者等に対し、次の事項について周知に努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称・所在地
- ② 指定緊急避難場所及び指定避難所の避難対象地区割
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び手段
- ④ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識

- ① 平常時における避難のための知識（避難経路、家族の集合場所や連絡方法など）
- ② 避難時における知識（安全の確保、移動手段、携行品など）
- ③ 避難後の心得（集団生活、避難先の登録など）

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため平常時から、指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定避難所担当職員や指定避難所管理者に周知徹底を図るとともに、避難状況を把握するための被災者台帳作成の準備に努める。

第7節 災害時避難行動要支援者支援計画

この計画では、災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保について定める。

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる災害時避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、市や社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 市の対策

市は、災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有を行う。

① 災害時避難行動要支援者の実態把握

市は、基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、支援関係者と名簿を共有する。市及び支援関係者は、協力して避難行動要支援者の実態をあらかじめ把握するよう努める。避難行動要支援者名簿の概要は、次のとおり。

ア 名簿に掲載する者の範囲

名簿に記載する者は、次に掲げる者とする。

- ・70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- ・要介護認定（要介護3から5）を受けている者
- ・身体障がい者手帳1級及び2級を所持する身体障がい者
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者

- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・妊娠している者及び乳児を養育している者
- ・上記に準ずる者など、避難行動に際し支援を必要とする者

イ 名簿作成に必要な個人情報

氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、FAX番号、所属自治会、世帯人員、避難支援等を必要とする事由、支援者、希望する支援事項及び支援に当たっての注意事項

ウ 個人情報の収集方法

市の関係部局で保有する情報を要支援者の把握のために必要な限度で利用するとともに、北海道知事その他の者に対し、情報の提供を求めることができる。また、名簿に掲載する個人情報は、「申請書兼同意書」により収集する。

エ 名簿の更新

名簿は随時更新し、適宜避難支援等関係者へ通知を行う。

オ 避難支援等関係者（名簿情報共有機関）

自治会・自主防災組織等の住民組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、土別消防署及び土別警察署

カ 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置

市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供に際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護制度に基づく適切な個人情報の取扱いを要請する。

② 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

③ 避難体制の確立

市は、支援関係者と協力し、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法などの確立に努める。

この際、避難行動要支援者の個別避難計画（土別市「避難共助計画」）作成に取り組み、各自治会の特性に応じた実行性のある計画を作成するよう各自治会を支援する。

④ 防災教育・訓練の充実等

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。この際、自治会が作成した「避難共助計画」の実行性検証にも協力する。

(2) 社会福祉施設等の対策

① 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる災害時避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、人命にかかわる重要施設の管理者は、72時間の事業継続が可能な非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

③ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

④ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々

の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

市は、災害時避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- ① 避難行動要支援者の確認・早期発見
市は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者を確認し、各自治会が対応できない要支援者の援助活動及び安否の確認に努める。
- ② 避難所等への移送
市は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。
 - ・避難所又は福祉避難所への移動
 - ・病院への移送
 - ・施設等への緊急入所
- ③ 応急仮設住宅への優先的入居
市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。
- ④ 在宅者への支援
市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
- ⑤ 応援依頼
市は、援助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道や隣接市町村等へ応援を要請する。

3 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努める。

- ① 多言語による広報
- ② 避難場所等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- ④ 防災知識の普及

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

この計画では、平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等について定める。

1 市及び防災関係機関の体制整備等

市は、同報系防災行政無線のデジタル化に伴い、避難情報等の取得が困難な住民に対し、戸別受信機を貸与し、確実な情報伝達に努める。

- ① 高齢者、障がい者などの災害時要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達と、情報が取得できないために避難が遅れ、災害に巻き込まれるおそれのある被災者などに対しても確実に情報伝達できるよう、戸別受信機の貸与を含め必要な体制の整備を図る。
- ② 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。特に災害時要配慮者に配慮した多様な手段の整備に努める。
- ③ 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。

第9節 建築物災害予防計画

この計画では、風水害、地震火災などの災害から建築物を防御するために必要な措置事項を定める。

1 建築物防災の現状

本市においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性が増大している。市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、集団的な防火に関する規制として防火地域・準防火地域を定めている。

2 予防対策

建築物の密度が高く、火災の危険性が高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

がけの崩壊等による危険が及ぶおそれのある区域においては、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第10節 消防計画

この計画では、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震などの災害を防ぎ、その被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うための消防の施設及び人員の活用について定める。

なお、士別地方消防事務組合において、具体的な消防計画を定める。

1 火災予防対策

(1) 予防指導

防火管理者、危険物取扱者及び消防設備士等に対する指導を徹底する。

(2) 予防査察

定期、臨時及び特別査察を効果的に実施し、火災予防に資する。

(3) 広報活動

火災予防運動を効果的に推進するため、報道機関との連携、ホームページの活用、印刷物配布、広報車による巡回広報などを実施する。

2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針に基づき、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備し、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請する。

第11節 風害予防計画

この計画では、風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防について定める。

1 予防対策

市及び施設管理者は、次のとおり予防対策を実施する。

(1) 市

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

(2) 市及び施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は、施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

第12節 雪害予防計画

この計画では、異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策について定める。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- ① 国道路線の除雪は、旭川開発建設部が行う。
- ② 道道路線の除雪は、上川総合振興局旭川建設管理部が行う。
- ③ 市道路線の除雪は、市が行う。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対応するため、民間所有の機械の導入等あらかじめ即応体制を整える。

2 常備体制

市は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整える。なお、各課等の対策は、次のとおりとする。

(1) 総務部総務課

- ① 情報の収集に努めること。
- ② 各関係課の報告事項取りまとめ及び処理状況の把握に関すること。
- ③ 対策本部設置、非常配備体制については、建設水道部及び市民自治部（朝日支所）と協議し、市長の指示を求めること。
- ④ 他部課との協力体制の調整に関すること。

(2) 建設水道部施設維持センター及び朝日支所経済建設課

- ① 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。
- ② 路線別に除雪計画を立てておくこと。
- ③ 車両を整備し、配車計画を立てておくこと。
- ④ 民間車両所有を把握し、緊急時における借上げ体制等を整えておくこと。
- ⑤ 雪捨場所の設定及びその整備に努めること。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次除（排）雪を実施する。

4 通信施設の雪害対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努

める。

5 電力施設の雪害防止対策

北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により臨時巡視するとともに、既に配備済みの復旧資機材の点検、整備及び人員の確保等に努める。

6 交通途絶地区の緊急対策

積雪が甚だしく交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、市の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、市長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとる。

7 積雪時における消防対策

- ① 消防水利の万全をはかるため、消火栓、防火貯水槽の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、これら周辺に排雪しないよう協力を求めること。
- ② 救急患者搬送のための交通路の確保等、建設水道部施設維持センター及び朝日支所経済建設課と協議しておくこと。
- ③ 住宅の倒壊、なだれ等に伴う人的被害が発生した場合、最寄りの消防団員の招集を含め、出動態勢について配慮すること。

8 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路等の保全及び交通安全を確保するため、なだれの発生が予想される箇所に防止柵の施設を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

9 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため「雪おろし」等適切な管理を行う。

また、市は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月までの間、必要に応じ、広報紙及び広報車、回覧等により雪おろし奨励に努める。

10 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予警報及び気象情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入る。

- ① 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。
 - ・大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - ・雪害による交通麻痺、交通渋滞によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。
- ② 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容する。

第13節 融雪災害予防計画

この計画では、第4章「水防計画」(P55)に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害に対処するための予防対策及び応急対策について定める。

1 気象情報の把握

融雪期においては、旭川地方気象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪

出水の予測に努める。

2 水防区域内の警戒

水防区域内及びなだれ、地滑り又はがけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- ① 市及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- ② 市は、関係機関と密接な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を、事前に検討する。
- ③ 市は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図る。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。

4 水防資機材の整備、点検

市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

5 水防思想の普及徹底

市長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第14節 土砂災害予防計画

この計画では、急傾斜地の崩壊等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策について定める。

1 現況

市内には、土砂災害警戒区域をはじめ、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。市内におけるこれらの危険区域は、資料P11「土砂災害警戒区域等一覧」のとおりである。

(資料P11：「土砂災害警戒区域等一覧」)

2 予防対策

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（地すべり）の周知に努めるとともに、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）・山腹崩壊予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没により冠水被害にもつながるおそれがある。

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）の周知に努めるとともに、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また住民自身による防災措置（異常報告、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。さらに、山腹崩壊危険地区の周知に努める。

(3) 土石流予防計画

市は、住民に対し土砂災害警戒区域等（土石流）の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。また住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

3 警戒体制

市は、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒に当たる。警戒巡視に当たって注意する事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 表層の状況
- ② 地表水の状況
- ③ 湧水の状況
- ④ 亀裂の状況
- ⑤ 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害時においては、第6章第5節「避難対策計画」（P74）の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を求める。

5 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等（急傾斜の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。以下「警戒区域等」という。）の指定により、土砂災害防止法第7条の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備及び住宅などの立地抑制等について定める。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

① 土砂災害警戒区域等の周知

北海道から送付された指定警戒区域等の図書を市庁舎内で縦覧するとともに、指定警戒区域等の住民周知を図る。なお、土砂災害警戒区域等（箇所名、位置、指定年月日等）及び警戒区域ごとの避難場所等は次のとおり。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所等

(土砂災害警戒区域)

区分	指定河川名 または 住所	区域 の 表 示	北海道告示番号 (指定年月日)	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	避難場所	
土 砂 災 害 警 戒 区 域	温根別小学校裏の沢川	温根別町	第62号 (H22. 1. 26)	土石流	教信寺	
	無名の沢川		第52号 (H24. 2. 3)			
	集会所裏の沢川		第135号 (H31. 2. 26)			
	採石裏の沢川		第134号 (H31. 2. 26)			
	白山の沢川		第135号 (H31. 2. 26)	地すべり		
	温根別川		第106号 (R3. 2. 12)			
	北線 3 4		第 106 号 (R3. 2. 12)			
	白山		第 106 号 (R3. 2. 12)	朝日町 中央		第205号 (H28. 3. 22)
	朝日小学校裏の沢川	第134号 (H31. 2. 26)				
	北一線の沢川	第134号 (H31. 2. 26)				
	奥士別一の沢川	第134号 (H31. 2. 26)				
	奥士別二の沢川	第134号 (H31. 2. 26)	第135号 (H31. 2. 26)		急傾斜地の崩壊	
	朝日 2 区	朝日町 登和里	第134号 (H31. 2. 26)	土石流		
	登和里の沢川		第135号 (H31. 2. 26)			
	登沢橋の沢川	朝日町 茂志利	第135号 (H31. 2. 26)	土石流		
	岩尾内の沢川		第134号 (H31. 2. 26)			
	森田裏の沢川		第 106 号 (R3. 2. 12)			
	四線川	朝日町 三栄	第 107 号 (R3. 2. 12)	土石流		
	二の沢川		第134号 (H31. 2. 26)			
	阿部裏の沢川	朝日町 南朝日	第134号 (H31. 2. 26)	土石流		
	田村裏の沢川		第135号 (H31. 2. 26)			
	壬子橋沢川	上士別町	第134号 (H31. 2. 26)	土石流	上士別小・中 学 校	
	平尾裏の沢川		第135号 (H31. 2. 26)			
	大英一の沢川		第134号 (H31. 2. 26)			
	大和牧場地先の沢川	西士別	第135号 (H31. 2. 26)	土石流	環境センター	
	学田二の沢川		第134号 (H31. 2. 26)			
	学田三の沢川	西士別・ 南士別	第134号 (H31. 2. 26)	土石流	士別南中 学 校	
	士別西士別		第135号 (H31. 2. 26)			
	清水牧場裏の沢川	南士別	第135号 (H31. 2. 26)	土石流	士別南中 学 校	
	士別南士別 1		第135号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊		
	士別南士別 2		第135号 (H31. 2. 26)	急傾斜地の崩壊		
	日向スキー場沢川	多寄町	第135号 (H31. 2. 26)	土石流	多寄研 修 セ ン タ ー	
士別 3 4 線西 6	第135号 (H31. 2. 26)		急傾斜地の崩壊			
士別東山 1	東山町	第206号 (H28. 3. 22)	急傾斜地の崩壊	士別市 民 文 化 セ ン タ ー		
士別東山 2		第135号 (H31. 2. 26)				
士別東山 3		第135号 (H31. 2. 26)				

(土砂災害特別警戒区域)

区分	指定河川名 または 住所	区 域 の 表 示	北海道告示番号 指定年月日	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	避難場所
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	集会所裏の沢川	温根別町	第135号(H31.2.26)	土石流	教信寺
	白山の沢川		第135号(H31.2.26)		
	朝日2区	朝日町 中央	第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	あさひサンラ イズホール
	登沢橋の沢川	朝日町 登和里	第135号(H31.2.26)	土石流	
	岩尾内の沢川	朝日町 茂志利	第135号(H31.2.26)	土石流	
	二の沢川		第107号(R3.2.12)		
	田村裏の沢川	朝日町 三栄	第135号(H31.2.26)	土石流	
	平尾裏の沢川	上士別町	第135号(H31.2.26)	土石流	
	大和牧場地先の沢川		第135号(H31.2.26)		
	士別西士別	西士別・ 南士別	第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	士別南中学校
	清水牧場裏の沢川	南士別	第135号(H31.2.26)	土石流	
	士別南士別1		第135号(H31.2.26)		
	士別南士別2		第135号(H31.2.26)		
	日向スキー場沢川	多寄町	第135号(H31.2.26)	土石流	多寄研修セン ター
	士別34線西6		第135号(H31.2.26)	急傾斜地の崩壊	
	士別東山1	東山町	第206号 (H28.3.22)	急傾斜地の崩壊	士別市民 文化センター
士別東山2	第135号(H31.2.26)				
士別東山3	第135号(H31.2.26)				

② ハザードマップの作成・配布

北海道から提供される土砂災害警戒区域等及び避難場所等を記した図面をもとにハザードマップを作成し、地域住民に対し配布する。

③ 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁、北海道等で提供している気象、降雨や警戒避難に関する情報をインターネットやファクシミリ等により収集し、地域住民に周知する。

(2) 災害時要配慮者関連施設

区分	施設名称	所在地	電話	指定河川	発生原因
学校	温根別小学校	温根別町南1線	27-2310	温根別小学校裏の沢川	土石流

(3) 予報又は警報の発令及び伝達

警戒・避難の基準、警報（避難指示等）発令の判断、予報又は警報などの伝達については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づく。

(4) 避難・救助体制

避難・救助等については、第6章第5節「避難対策計画」(P78)及び第6章第6節「救助救出計画」(P83)に基づく。

(5) 土砂災害警戒区域等での住宅などの立地抑制等

市は、居室を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったときは、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

第15節 積雪・寒冷対策計画

この計画では、積雪・寒冷期の災害における積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に生ずる支障を軽減するため、市及び防災関係機関が推進する積雪・寒冷対策について定める。

1 積雪対策の推進

市は、国、北海道、防災関係機関と相互に連携協力し、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど総合的、長期的な雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、本章第12節「雪害予防計画」(P47)に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- ① 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- ② 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

- ① 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の確保に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- ② 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

市及び関係機関は、積雪期においては道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要なスノーモビルや雪上車などの確保に努める。

(4) 航空輸送の確保

道路交通の一時的な麻痺による豪雪山間地集落の孤立に備え、孤立が予想される集落の近隣におけるヘリポート適地の除雪体制の強化に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅については、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（アルミブランケット等の防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなど）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、屋内トイレにより必要な台数の確保に努める。やむを得ず、屋外トイレを使用する場合は、凍結防止の処置などをしたトイレを民間事業者から調達する。

6 スキー客に対する対策

スキー場でなだれ等の災害が発生した場合、リフト施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場管理者は、スキーパトロール隊による救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくものとする。

第16節 複合災害に関する計画

この計画では、複合災害に対する予防対策について定める。

1 予防対策

- ① 市及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、その備えを充実するよう努める。
- ② 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くの人員等を動員し後発災害に不足が生ずるなど望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- ③ 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練などの実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努める。
- ④ 市は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置などに関する知識の普及・啓発に努める。